

三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会設置要綱（案）

（目 的）

第1条 県民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を、総合的かつ計画的に推進するために、三重県公衆衛生審議会条例第8条の規定に基づき歯科保健推進部会（以下「部会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 部会は次に掲げる事項を協議し、その推進に努めるものとする。

- 2 県民の歯と口腔の健康づくりに関する事項
- 3 口腔保健支援センターの運営に関する事項
- 4 国の歯科保健医療対策に基づく事業に関する事項
- 5 その他必要な事項

（組 織）

第3条 部会の委員は、学識経験を有する者、医療関係者及びその他の関係機関から広く参画を得て構成し、その代表者等を委員とする。

- 2 部会の委員は14名以内で組織する。
- 3 部会に会長及び副会長を各1名置き、委員の中から互選により選任する。
- 4 会長は、部会を代表し、会議を統括する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（会 議）

第4条 会議は、会長が召集し、会議の議長には会長があたる。

- 2 部会は、部会に属する委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。
- 4 第2項に規定する出席について、WEB会議システムを利用した部会への参加に関しても、同項の出席と認めることができる。
- 5 前項の場合において、会長は、WEB会議システムにより、出席者の音声と画像が即時に他の出席委員に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる状態となっていることを確認しなければならない。
- 6 WEB会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない、会長が、部会の議事に関係があると認めた者以外の者に視聴させてはいけない。

（任 期）

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

（報 告）

第6条 会長は、部会が決定した事項について、その内容を三重県公衆衛生審議会に報告する。

（庶 務）

第7条 部会の庶務は、医療保健部健康推進課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は会長が部会に諮って別に定める。

(附 則) この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

(附 則) この要綱は、平成25年 8月1日から施行する。

(附 則) この要綱は、平成30年 4月1日から施行する。

(附 則) この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(附 則) この要綱は、令和5年8月 日から施行する。

三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会設置要綱の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会設置要綱</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(会 議)</p> <p>第4条 会議は会長が招集し、会議の議長には会長があたる。 2～3 (略)</p> <p><u>4 第2項に規定する出席について、WEB会議システムを利用した部会への参加に関しても、同項の出席と認めることができる。</u></p> <p><u>5 前項の場合において、会長は、WEB会議システムにより、出席者の音声と画像が即時に他の出席委員に伝わり、適時的確な意見表明が互いのできる状態となっていることを確認しなければならない。</u></p> <p><u>6 WEB会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない、会長が、部会の議事に関係があると認めた者以外の者に視聴させてはいけない。</u></p> <p>第5条～第8条 (略)</p> <p>(附 則) この要綱は、平成24年10月1日から施行する。 (附 則) この要綱は、平成25年 8月1日から施行する。 (附 則) この要綱は、平成30年 4月1日から施行する。 (附 則) この要綱は、令和2年 4月1日から施行する。 <u>(附 則) この要綱は、令和5年8月 日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会設置要綱</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(会 義)</p> <p>第4条 会議は会長が招集し、会議の議長には会長があたる。 2～3 (略)</p> <p>第5条～第8条 (略)</p> <p>(附 則) この要綱は、平成24年10月1日から施行する。 (附 則) この要綱は、平成25年 8月1日から施行する。 (附 則) この要綱は、平成30年 4月1日から施行する。 (附 則) この要綱は、令和2年 4月1日から施行する。</p>

